

令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託業務 企画提案公募(プロポーザル)実施要領

この要領は、令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 予算上限額

12,804,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 プロポーザルへの参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること（もしくは契約締結までに登録が予定されていること。）

- 登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。
- 申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要します。
- 県ホームページでも申請方法をご案内しています。
トップページ「電子行政サービス（電子申請、施設予約など）」
⇒「申請書等電子配布サービス」
<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/bunya/gyouse.html>
【物品・役務等】令和5～7年度競争入札参加資格申請関係

- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

4 応募の手続き

- (1) 担当窓口 : 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 農林水産部 農政企画局 食ブランドマーケティング課
ブランド推進グループ 田辺
電話 : 089-912-2567(直通)
FAX : 089-912-2561
電子メール : brand@pref.ehime.lg.jp

- (2) 実施要領の配布

ア 期間

令和6年3月22日(金)～令和6年4月5日(金)午後3時まで

イ 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札発注情報」に掲載するほか、担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記(2)アの期間中、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 参加希望者等の確認

ア 提出書類

参加希望書 【様式1】

イ 提出期限

令和6年4月5日(金)午後3時まで(必着)

ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中(休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ)とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後3時までの執務時間中に必着とする。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

- (4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は質問票【様式2】により受け付ける。

ア 受付期間

令和6年3月22日(金)から令和6年4月5日(金)午後3時まで(必着)

イ 提出方法

電子メールで提出すること。送付先アドレス：brand@pref.ehime.lg.jp
件名を『令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託業務』とし、
送付後、担当窓口（食ブランドマーケティング課 089-912-2567）へ電話により
質問票の受信確認を行うこと。

ウ 回答方法

- (ア) 回答の対象となる質問は参加希望書の提出があった者からの質問とする。
(イ) 上記(ア)の質問については、令和6年4月10日（水）までに参加希望書
の提出があった全ての者に対し、電子メールで通知する。ただし、質問
又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについ
ては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 企画提案書及び見積書の提出

ア 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。
なお、提案は各者1案とする。

イ 提出期限

令和6年4月23日（火）午後3時まで（必着）

ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中とし、上記（1）の担当窓口まで
届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後3時までの執務時間中に必着と
する。

エ 提出場所

上記（1）の担当窓口

オ 提出書類

(ア) 企画提案提出書【様式4】 1部

(イ) 企画提案書一式 5部

- ・表紙
- ・業務に係る提案書
- ・業務に係る実施体制及び実施スケジュール
- ・見積書
- ・会社概要

※上記の構成に基づいて、A4版を基本とし任意様式で作成すること。

※具体的な内容は、令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託
業務仕様書に基づいて作成することとし、仕様書に記載のある項目以
外で企画提案できるものがあればその内容と考え方を記載すること。

※見積書については、当業務に係る所要経費を全て見積もること。

カ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。なお、県から書類の不足、不備の補完、内容不明の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。
なお、契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案

5 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定方法

- ア 資料2「令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託業務に関する企画提案公募(プロポーザル)審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- イ 審査は、愛媛県が設置する選定審査会において、書面により行う。ただし、選定審査会が必要と認めた場合には、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。
なお、ヒアリングを実施する場合の日時・場所等については別途応募者へ通知することとする。
- ウ 企画提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

6 業務予定者の選定

- (1) 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、業務予定者として選定する。
- (2) 選定結果は、次の通り各提案者に通知する。
- ア 通知日：令和6年5月上旬に通知予定

イ 方 法：文書で各提案者に通知する。

7 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定によることとする。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。